

## 裁判せず民間調停で幅広い民事紛争の 解決の手助けをしています

### 法人について

公益社団法人民間総合調停センターは、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR 基本法)の趣旨に則り設立された裁判外紛争解決機関です。設立に当たり、多くの専門家団体、経済団体、自治体等の各種団体が参加しました。このように多様な各種の団体、特に専門家団体が多数参加して成立した、総合的な紛争解決機関といえることができるADR機関は、わが国では他に例をみません。

民間の調停機関として、社会に生起するあらゆる紛争を解決することを目的とし、名称を「民間総合調停センター」としています。

### ADR について

「Alternative (代替的)」「Dispute (紛争)」「Resolution (解決)」の頭文字をとり、日本語では、主に裁判外紛争解決手続と訳され、訴訟手続によらない紛争解決方法の事をいいます。

ADRの種類にはあっせん、調停(あっせん人が間に入って当事者同士の話し合いを進めて解決を図るもの)と仲裁(仲裁合意した場合に仲裁人が解決内容を判断するもの)があり、以下の特徴があります。

- ①手続的に簡便である
- ②解決までの時間が短い
- ③当事者による自律的解決
- ④経済的である
- ⑤非公開



裁判せず  
民間調停で解決!

公平 迅速 低費用

不動産・住宅に関する問題  
相続に関する問題  
近隣に関する問題  
金銭貸借に関する問題

かいけつぼ姆アドル(ADR)

民事上のあらゆる紛争の解決にご利用いただけます!

公益社団法人 民間総合調停センター



かいけつサポート  
認証紛争解決サービス

### 取組内容について



法人は、公益目的事業として、ADR 事業に加え、調査研究・研修事業及び広報活動事業を行っています。

ADR 事業では、専門性を持った士業団体を中心に各種団体が参画し、運営及び手続を協働して行い、市民にとって裁判と並ぶ魅力的で利用しやすい裁判外紛争手続を提供し、もって市民の権利利益の適切な実現に資することを目的としております。手続を担当する和解あっせん人は、弁護士を中心とした各専門家団体等から、それぞれ事件に相応しい専門家を原則として3名選任し、解決に努めております。